三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第十一号及び第十三号 | 七十九万六千円 |
| 第十一号、第十三号及び第百四号 | 七十九万六千円 |
| 第十一号及び第百四号 | 四十二万二千円 |
| 第十四号及び第十五号 | 四十二万二千円 |
| 第二十八号、第三十一号及び第三十二号 | 六十万九千円 |
| 第三十八号、第五十四号、第六十四号、第七十号、第七十二号及び第百六十八号 | 六十万九千円 |
| 第三十九号、第五十五号、第六十五号、第七十三号及び第百六十八号 | 六十万九千円 |
| 第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十四号及び第百六十八号 | 六十万九千円 |
| 第四十一号、第五十七号、第六十七号及び第七十五号 | 六十万九千円 |
| 第四十二号、第五十八号及び第六十八号 | 六十万九千円 |
| 第四十六号及び第四十七号 | 百七万七千円 |
| 第七十三号及び第百五十四号 | 六十万九千円 |
| 第七十四号及び第百五十四号 | 六十万九千円 |
| 第九十二号、第九十三号及び第九十六号 | 四十二万二千円 |
| 第百五十四号及び第百六十八号 | 六十万九千円 |

四　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第十一号 | 七十九万六千円 |
| 第十二号 | 七十九万六千円 |
| 第十三号 | 百七万七千円 |
| 第百四号 | 七十九万六千円 |
| 第百五号 | 百七万七千円 |

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第十一号及び第十三号 | 百七万七千円 |
| 第十一号、第十三号及び第百四号 | 百七万七千円 |
| 第十一号及び第百四号 | 七十九万六千円 |

六　第八十六号及び第百六十二号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十六号及び第百六十二号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関係の整理がする告示が改正された場合における従前の規定に相当する従前の規定に適合して告示で適用関係の整理が行われた規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七　第八十七号及び第百六十二号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十七号及び第百六十二号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関係の整理がする告示が改正された場合における従前の規定に相当する従前の規定に適合して告示で適用関係の整理が行われた規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
|---|---|
| 一　提示された特定装置及び提出された書面の確認 | 二十一万三千円 |
| 二　原動機の出力の計測に係る試験 | 二十八万千円 |
| 三　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。） | 四十二万二千円 |
| 四　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。） | 六十万九千円 |
| 五　保安基準第八条第七項に係る試験 | 七十九万六千円 |
| 六　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験 | 二十八万千円 |
| 七　保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験 | 四十二万二千円 |
| 八　保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。） | 四十二万二千円 |
| 九　保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験 | 二十八万千円 |
| 十　保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験 | 六十万九千円 |